

## 歯学研究科研究発表会取扱要領

### 1. 趣旨

課程博士博士論文取扱内規第2条及び論文博士博士論文取扱内規第2条による研究発表会の取扱いは、この要領に定めるところによる。

### 2. 目的

歯学研究科研究発表会は博士論文審査の一環として、本研究科において学位の授与を申請しようとする者が、その研究結果を口頭で発表し、その内容について討議され、助言指導を受けるものである。

### 3. 運営

研究発表会は、在学期間3年目及び4年目の合計2回実施する。なお、在学3年目に実施するものは、中間発表会と呼称する。

#### (1) 中間発表会

- 1) 中間発表会は、研究科長が招集し、原則として審査委員予定者の出席のもとに開催する。審査委員予定者は、研究発表の申込みを受けて歯学研究科教務委員会が選出し、研究科教授会で決定する。なお、審査委員予定者には、指導教員を含むものとする。ただし、審査委員予定者決定後、指導教員に異動あるいは不測の事態等が生じた時は、研究科長の承認を得て、関連講座の教授あるいは准教授が行う。
- 2) 中間発表会の司会は、原則として指導教員が行う。
- 3) 本学部（附属病院所属者を含む。）又は本研究科において研究に従事している教員及び中間発表会参加承認依頼書を提出し研究科長が特に認めた者は、中間発表会に出席し討議に加わることができる。
- 4) 質問に対する討論は発表者が行わなければならない。ただし、指導教員はこれを補足することができる。
- 5) 開催時間は、30分以内とする。
- 6) 発表は日本語または英語で実施するものとする。
- 7) 中間発表会に出席する教員及び聴講する学生等は、中間発表会で知り得た秘匿性を有する情報については、秘密保持義務を負う。
- 8) 中間発表会は、非公開により開催する。

#### (2) 研究発表会

- 1) 研究発表会は、研究科長が招集し、原則として審査委員予定者の出席のもとに開催する。審査委員予定者は、中間発表会実施時に選出された教員が引き続き担当する。ただし、審査委員予定者決定後、指導教員に異動あるいは不測の事態等が生じた時は、研究科長の承認を得て、関連講座の教授あるいは准教授が行う。
- 2) 中間発表会以降、研究内容に変更が生じており研究科教授会の承認を得た場合、研究発表会前に審査委員予定者の変更を行うことがある。
- 3) 研究発表会の司会は、原則として指導教員が行う。
- 4) 本学部（附属病院所属者を含む。）又は本研究科において研究に従事している教員及び研究発表会参加承認依頼書を提出し研究科長が特に認めた者は、研究発表会に出席し討議に加わることができる。
- 5) 質問に対する討論は発表者が行わなければならない。ただし、指導教員はこれを補

足することができる。

- 6) 発表時間は15分以内とし、討論は原則として7分以内とする。
- 7) 発表は日本語または英語で実施するものとする。
- 8) 研究発表会に出席する教員及び聴講する学生等は、研究発表会で知り得た秘匿性を有する情報については、秘密保持義務を負う。
- 9) 研究発表会は、非公開により開催する。

#### 4. 開催時期及び開催時間

##### (1) 中間発表会

- 1) 中間発表会は、原則として、7月から10月の本研究科教授会開催日及び研究発表会開催日以外の木曜日に開催し、発表者は原則として12名以内とする。開始時間は、最終発表者の終了時刻を原則17時に設定し、逆算して決定する。
- 2) 夏季休業期間は、原則として開催しない。
- 3) 発表者が集中する場合には、前2項にかかわらず、研究科教授会の議を経て開催時期及び開始時間を別途定めることができる。

##### (2) 研究発表会

- 1) 研究発表会は、毎月、本研究科教授会開催日及び中間発表会開催日以外の木曜日に開催し、発表者は原則として10名以内とする。開始時間は、最終発表者の終了時刻を原則17時に設定し、逆算して決定する。
- 2) 夏季休業期間及び年度当初並びに年度末は、原則として開催しない。
- 3) 発表者が集中する場合には、前2号にかかわらず、研究科教授会の議を経て開催時期及び開始時間を別途定めることができる。
- 4) 次項第2号の資格により申込みを行う者に対しては、研究科教授会の議を経て開催時期及び開始時間を別途定めることができる。

#### 5. 資格

研究発表の申込みができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1) 本研究科において2年以上在学し、歯学研究科規程第4条に規定する課程修了に要する単位を修得した者または修得見込の者で、指導教員の承認を得た者  
ただし、在学3年以上4年未満で修了のために博士論文を提出できる者の取扱いについて（申合せ）に基づき、本研究科教授会が優れた業績を上げた者と認めた場合は、在学期間3年目で、中間発表会及び研究発表会をそれぞれ実施できるものとする。
- 2) 前号以外のものであって、別に定める「論文博士博士論文取扱内規」により論文提出資格がある者で研究科教授会の承認を得た者  
なお、この場合は、研究発表会を1回のみ行うことで足りるものとする。

#### 6. 申込み手続

##### (1) 中間発表会

- 1) 所定の申込書を研究科長に提出する。
- 2) 申込書の提出期限は、中間発表会ごとに別に定める。

##### (2) 研究発表会

- 1) 所定の申込書及び研究内容の要旨（2000字程度とし、図・表等の挿入可）を研究科長に提出する。

2) 申込書の提出期限は、研究発表会ごとに別に定める。また、研究内容の要旨の提出期限は、希望発表日の1ヶ月前までとし、研究発表会ごとに別に定める。

#### 7. 研究内容の要旨の配付

発表希望者から提出のあった研究内容の要旨は、研究発表会開催日以前に研究科長が、審査委員予定者に配付する。

#### 8. 発表順序

中間発表会及び研究発表会における発表順序は、原則として6.による申込み順とする。

#### 9. その他

(1) 中間発表会を実施した者が、翌年度、学位申請を行わない場合は、再度、中間発表会の申し込みを行わなければならない。ただし、この場合は、中間発表会と研究発表会を同一年度に行うことができる。

(2) 10月入学の学生については、3年生の7月から10月に中間発表会、4年生の6月から7月に研究発表会を行わなければならない。

10. 本取扱要領は昭和63年4月1日から実施し、大阪大学大学院歯学研究科研究発表会取扱要領（昭和45年5月1日施行）は廃止する。

#### 附則

この改正は、平成3年5月23日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成3年9月26日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成6年9月8日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成7年11月9日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成9年9月4日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成25年6月20日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成27年12月17日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成28年4月21日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成28年7月21日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成29年10月1日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成30年12月20日から施行する。

#### 附則

この改正は、令和3年5月20日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。